

幼児・高齢者対象

自転車用ヘルメットの 購入費用を補助します!

自転車で死亡した方の約6割が頭部に致命傷を負っています。自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

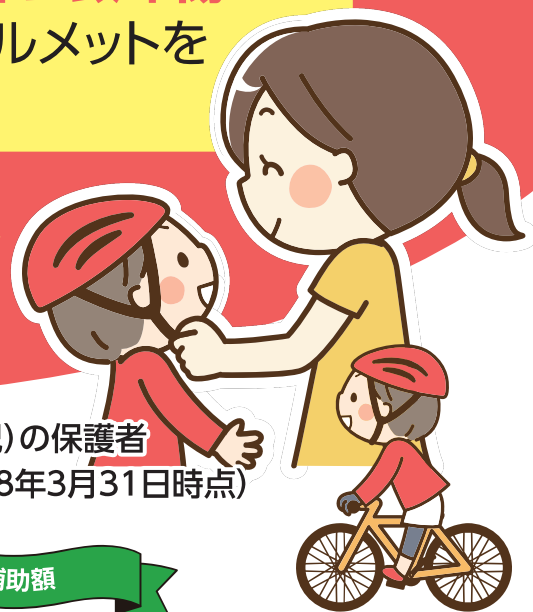
道路交通法が一部が改正され、令和5年4月1日からすべての自転車利用者を対象に、自転車ヘルメットの着用が努力義務化されました。



申請
対象者

- 今治市在住で満6歳以下の幼児(未就学児)の保護者
 - 今治市在住で満65歳以上の高齢者(令和8年3月31日時点)
- ※いずれも同一世帯に市税の滞納がないこと

自転車乗用中の交通事故によって、ケガをした人の割合が大きい幼児と、65歳以上の高齢者を対象にした購入費用の一部を補助します。



補助額

ヘルメット購入費用の1/2

※使用者1人につき1回限り

対象ヘルメット

※市内の登録店舗で購入したものに限りです。

上限額

3,000円

満6歳以下の幼児(未就学児)および満65歳以上の高齢者が使用する以下のいずれかの安全基準を満たす新品のヘルメット(未使用品・中古品は対象外)



- SGマーク(一般財団法人製品安全協会の安全認証)
- JCFマーク(公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証)
- CE EN1078マーク(欧州連合の欧州委員会の安全認証)
- GSマーク(ドイツ製品安全法の安全認証)
- CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の安全認証)

申請
書類

- 今治市幼児および高齢者自転車用ヘルメット利用促進事業費補助金交付申請書兼請求書
- 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の写し
- 領収書等(店名、品名、購入日、購入金額が記載されているもの)の写し
- 購入店舗(登録店舗)による販売証明書
- 振込先金融機関の口座確認書類(申請者名義の通帳、キャッシュカード)の写し

〈対象期間〉令和7年3月1日～令和8年3月31日までに購入したもの

〈申請受付期間〉令和7年4月1日～令和8年3月31日

電子申請できます。
▼詳細はこちら▼

問 今治市役所 サイクルシティ推進課
TEL 0898-36-1547 FAX 0898-25-2961
Email cyclecity@imabari-city.jp



サイクルシティ
推進課